

第12 景観・まちづくり

景観づくり

近年、社会の成熟化に伴い、人々の価値観も量から質へと転換し、「景観」への関心も高まっています。良好な景観は、地域の財産であり、住む人にとって快適さや潤い、安らぎをもたらすとともに訪れる人にとっても魅力的なものです。

県民、事業者、市町村及び県それぞれが、景観の重要性を認識し、連携・協働して良好な景観づくりを行い、次世代に継承していくことが重要な課題となっています。

(1) 景観づくりの取組

県では、平成5年に「千葉県景観形成指針」を策定し、本県の景観特性を整理するとともに、市町村が展開する景観施策への支援等を行ってきました。

その結果、県内の8市町で景観に関する自主条例を制定したほか、要綱やデザインマニュアルによる景観誘導、電線類の地中化や地区計画の活用など、良好な景観づくりが行われてきました。

また、平成16年6月には、景観そのものの整備・保全を目的とする我が国で初めての総合的な法律である「景観法」が制定され、「景観行政団体」が「景観計画」を定め建築物・工作物等に対して届出・勧告による景観誘導を行う仕組みや、市町村の都市計画の一つとして、より積極的に景観誘導を行う「景観地区」の制度などが設けられました。

県としては、市町村が景観法などの制度を活用した良好な景観づくりに、これまで以上に積極的に取り組んでいけるよう各種支援策を実施していく方針です。

景観行政団体

景観行政を担う主体として法に定められた新しい概念であり、都道府県、政令市、中核市は自動的に、その他の市町村は県との協議・同意により景観行政団体になることができます。

なお、景観についての二重行政を避けるため、一つの行政区域では、都道府県か市町村のどちらか一方が景観行政団体となります。

平成21年4月現在の景観行政団体（11市）

千葉市、船橋市、市川市、市原市、我孫子市、柏市、佐倉市、流山市、浦安市、館山市、松戸市
その他の地域は千葉県

景観行政団体市町村（平成21年4月現在）



景観計画策定状況

市川市（平成18年4月6日告示）
我孫子市（平成18年10月23日告示）
柏市（平成19年11月30日告示）
我孫子市（平成19年12月21日告示）
市原市（平成20年12月24日告示）

(2) 千葉県良好な景観の形成の推進に関する条例

県の景観に取り組む姿勢を明確にして、景観施策を総合的に推進するため、平成20年4月に「千葉県良好な景観の形成の推進に関する条例」を施行しました。

この条例では、景観づくりの担い手を育て、地域の財産である景観を次世代に引き継いでいくという「育成」の理念をコンセプトとして、良好な景観の形成についての基本理念を定め、各主体の役割を明確にしています。

また、3つの認定制度と1つの協定制度や、基本方針の策定など施策の枠組みを位置づけています。

3つの認定制度と1つの協定制度

県民や事業者の取組みを支援するため、良好な景観づくりを行う3つの認定制度（景観づくり地域協定の認定、景観づくり地域活動団体の認定、景観づくり社会貢献事業者の認定）と事業者と県が良好な景観づくりに関する協定を結ぶ制度（景観づくり事業者協定）を設けました。

現在、「景観づくり地域活動団体」として、9団体を認定しています。

景観づくり地域活動団体（平成21年4月現在）

NPO法人久留里フィールドミュージアム	（君津市）
柏の葉アーバンデザインセンター	（柏市）
幕張新都心まちづくり協議会	（千葉市）
仲町街づくり協議会	（成田市）
上町街づくり協議会	（成田市）
花一参道街づくり協議会	（成田市）
花崎町街づくり研究会	（成田市）
NPO法人KAO（カオ）の会	（鎌ヶ谷市）
我孫子の景観を育てる会	（我孫子市）



門前町の町並み（成田市）

「千葉県良好な景観の形成に関する基本方針」及び「千葉県公共事業景観形成指針」

条例に基づき、景観形成の基本的方向や景観施策を推進するための基本的事項に係る「基本方針」及び県が公共事業を実施するにあたって、景観に配慮すべき事項に係る「指針」を平成21年3月に策定しました。

屋外広告物の規制

屋外広告物については、良好な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危害の防止を目的として、屋外広告物法、千葉県屋外広告物条例及び同施行規則に基づき、表示の場所、方法などについての規制を行っています。

平成17年度に条例を改正して、屋外広告業を今までの届出制から登録制とし、業務主任者の設置を義務付けるなど、屋外広告業者の指導監督の強化にも取り組んでいます。

なお、屋外広告物の許可事務や、はり紙、はり札などの違反広告物の除却事務等については市町村（一部の地域は県地域整備センター）が行っています。

また、成田市内の空港アクセス道路周辺の「国道295号」及び我孫子市内の手賀沼の北側の都市計画道路根戸新田布佐下線周辺の「手賀沼ふれあいライン」の2地区については、景観保全型広告整備地区に指定して、通常の設定基準に加えて、自然景観との調和等広告物等の表示及び設置に関する基本方針を定め、より景観に配慮したデザインの広告物を設置するよう誘導しているところです。

また、整備中の成田新高速鉄道沿線地域の屋外広告物の適切な規制誘導方策について、地元の成田市及び印旛村と連携して策定を進めています。

まちづくり交付金

「まちづくり交付金」は、人々が生活の豊かさを実感でき、地域経済・社会の活性化を図ることを目的として、地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを実現するため、国が平成16年度に市町村への交付金として新たに創設しました。

市町村は、まちづくりの目標と、それを実現するために実施する各種事業等を記載した「都市再生整備計画」を作成し、概ね3～5年間で事業を実施します。

県は、まちづくり交付金事業の促進を図るため、市町村へ説明会を開催するとともに、必要な助言等を行っています。

事業実施地区

平成21年4月1日現在

事業主体	地区名	計画期間		整備内容	事業主体	地区名	計画期間		整備内容
		開始	終了				開始	終了	
銚子市	銚子市中心市街地	H19	H23	道路、公園等	柏市	柏花野井・布施	H18	H22	公園、既存建物活用等
市川市	市川駅周辺	H17	H21	道路、再開発等		柏駅周辺	H19	H23	道路、歩行者専用広場改良等
	旧行徳市街地	H17	H21	公園、ポンプ場等		柏北部	H21	H25	道路、公園等
船橋市	JR船橋駅周辺	H19	H23	道路、駅前階段デッキ屋根等	流山市	運河駅周辺	H21	H23	道路、駅前広場、ベドストリアンデッキ等
	北習志野駅周辺	H19	H23	道路、ベドストリアンデッキ等	江戸川台西	H20	H24	道路、駅前広場等	
館山市	館山駅周辺	H18	H22	道路、公園、情報板等	我孫子市	我孫子駅南東	H21	H25	道路、公園、自由通路等
松戸市	松戸北部	H20	H24	道路、馬橋駅西口階段補修等	鴨川市	安房鴨川駅周辺	H18	H21	道路、バスシェルター等
野田市	次木親野井周辺	H18	H22	道路等	君津市	周西	H19	H23	道路、生涯学習交流センター等
	梅郷駅周辺	H18	H22	道路、駅橋上化等	久留里	H19	H23	道路、地域交流センター等	
	愛宕駅周辺	H19	H23	道路等	富津市	青堀駅周辺	H18	H22	道路、自由通路整備等
成田市	公津西	H18	H22	道路、公園、河川等	袖ヶ浦市	昭和	H19	H21	道路、高速バス専用レーン等
	成田駅周辺	H21	H25	道路、ファザード整備等	印西市	木下駅周辺・北総線沿線	H18	H22	道路、自由通路、駅橋上化等
	(仮称)成田ニュータウン北駅周辺	H20	H24	道路、公園、保育園等	富里市	七栄新木戸	H17	H21	公園、下水道、交通広場等
旭市	旭駅周辺	H18	H22	道路、防災行政無線、公園等	南房総市	千倉駅周辺	H18	H22	道路、駅舎改築等
	干潟駅周辺	H20	H24	道路、防災行政無線等	香取市	佐原駅周辺	H18	H22	広域交流拠点、佐原駅舎等
習志野市	JR津田沼駅周辺	H19	H23	道路、土地区画整理事業等	山武市	さんぶの森	H19	H23	道路、交流センター等
市原市	千種	H17	H21	道路、公園等	いすみ市	いすみ市東部	H19	H23	道路、防災行政無線等
	五井駅西口	H17	H21	道路、下水道、土地区画整理事業等	酒々井町	「(仮)酒々井のナレッジ」周辺	H18	H22	道路、調節池、貯留浸透施設等
	五井駅東口	H20	H24	道路、五井駅東口自由通路等	栄町	栄町安食・布鎌	H20	H24	道路、防犯灯等
	八幡宿駅東口	H21	H25	下水道、土地区画整理事業等	長生村	長生村中央	H19	H23	道路等
東金市	東金、田間	H21	H24	公園等	大網白里町	大網東	H21	H25	道路、公園等

千葉市を除く

